

~

3月8日は国際女性デー

テーマは「持続可能な明日へ向けて、ジェンダー平等をいま」

メールマガジン Vol.514 令和4年3月18日

発行：内閣府男女共同参画局

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

~

トピック1 「国際女性の日」に寄せて 岸田総理メッセージ、野田大臣メッセージ

「国際女性の日」は、国際婦人年である1975年3月8日に国連で提唱され、その後、1977年の国連総会で議決されました。日本では、3月8日に、男女共同参画担当大臣が、国際女性の日に寄せてメッセージを発出しています。なお、本年は初めて総理からもメッセージを発出しました。



※3月8日は、「ミモザの日」とも呼ばれ、黄色いミモザの花がシンボルとして親しまれています。

◆岸田総理のメッセージはこちら↓

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220308message.html

◆野田大臣のメッセージはこちら↓

https://www.gender.go.jp/international/int_un_kaigi/int_iwd/iwd_2022.html

トピック2 第1回女性車座対話を開催しました。

令和4年3月5日（土）に森まさこ内閣総理大臣補佐官は、第1回女性車座対話（オンライン開催）に参加しました。

冒頭、森まさこ内閣総理大臣補佐官から、地方の様々な女性の声を伺う女性車座対話の開催意義について挨拶を行いました。また、岸田総理および国連女性機関（UN Women）のパフース事務局長から本車座のためにメッセージ※をいただきました。



大阪府の企業経営者、子育て支援企業・団体、農業経営者、男女共同参画センター職員等と、働き方改革の必要性、アンコンシャス・バイアスの解消、女性の経済的自立、行政と現場の連携推進、キャリア教育の推進について意見が交わされました。

※岸田総理のメッセージはこちら↓

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220305message.html

※パフース事務局長のメッセージはこちら↓

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24125.html>

トピック3 4月、若年層の性暴力被害予防月間です。

「若年層の性暴力被害予防月間」では、

- ・SNSを利用した性被害、・酔わせて性的行為を強要、
- ・レイプドラッグ、・JKビジネス、・AV出演強要、・痴漢、
- ・セクシュアルハラスメント 等、

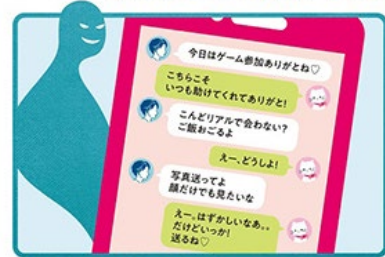
若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行うほか、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底します。

また、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなります。これにより、18歳になると一人で有効な契約をすることが可能となり、未成年者取り消しができなくなるため、AV出演強要及びいわゆる「JKビジネス」問題等、特に注意が必要です。

そのため、令和4年度の月間においては、特に、成年年齢引下げの影響について集中的に広報・啓発を行います。

詳細はこちら→https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

怖いくらい、やさしい人だった。
会ってみたら、ほんとに怖かった。



まさかあなたも、そんなつもりでなかったら...

あなたが望まない性的な行為は どんな理由・相手でも性暴力です!

18歳になったら契約は慎重に!
2023年4月1日から 成年年齢が引き下げられます

20歳
18歳

性暴力の被害、ひとりで抱え込まないで、ためらわずに相談ください。

相談先: #8891 #8103

トピック4 令和4年4月から、不妊治療が保険適用されます。

人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、本年4月から新たに保険適用されることとなりました。

「生殖補助医療」については、採卵から胚移植に至るまでの一連の基本的な診療は全て保険適用され、患者の状態等に応じ追加的に実施される可能性のある治療のうち、先進医療に位置付けられたものについては、保険診療と併用可能となります。

かかりつけの医療機関又はお近くの医療機関にご確認の上、受診してください。また、不妊治療への相談支援等、不妊治療と仕事との両立に関する支援も継続して取り組んでまいります。

詳細はこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html

令和4年4月から、**不妊治療が保険適用されます。**

✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます

● 国の審議会(中央社会保険医療協議会)で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された以下の治療については、保険適用されます。

一般不妊治療: タイミング法, 人工授精
生殖補助医療: 採卵, 体外受精, 顕微授精, 受精卵・胚培養, 胚凍結保存, 胚移植

● 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」(※)として保険と併用できるものがあります。
※「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」は随時追加されることもありますので、詳細は、受診される医療機関にご確認ください。

✓ 年齢・回数要件(体外受精)は助成金と同じです

● 保険診療でも、これまでの助成金と同様に以下の制限があります。
なお、一部の方に経過措置が適用されます。詳しくは裏面(Q9,Q10)をご覧ください。

| 年齢制限 | 回数制限 |
|------------------------|--|
| 治療開始時に女性の年齢が43歳未満であること | 初めての治療開始時の女性の年齢 回数の上限 40歳未満 通算6回まで(1子ごとに) 40歳以上43歳未満 通算3回まで(1子ごとに) |

※ 助成金の支給回数は、回数の計算に含まれません。(裏面Q8参照)

✓ 窓口での負担額が治療費の3割となります

● 治療費が高額な場合の月額上限(高額療養費制度)もあります。
● 具体的な上限額や手続きは、ご加入の医療保険者(国民健康保険)にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口)にお問い合わせください。

~その他、お役立ちページ(厚生労働省HP)~

① 不妊治療に関する取組
不妊治療に関する相談支援サービスの紹介
結婚・妊娠前にもご確認ください。

② 不妊治療と仕事の両立のために
企業福利厚生や働き主の工夫に向けた取組
の紹介。ご企業・ご事業の紹介を行っております。

トピック 5 第 66 回国連女性地位委員会（CSW66）において野田大臣がステートメントを述べました。

第 66 回国連女性の地位委員会が令和 4 年 3 月 14 日から 25 日まで開催されています。本年のテーマは、「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントの達成」です。

野田内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が一般討論（3/17）及び閣僚級円卓会合（3/15）において、ビデオメッセージ形式でステートメントを述べました。

ビデオメッセージは以下の内閣府男女共同参画局ホームページに掲載しています。

国連ホームページ：<http://webtv.un.org/>

内閣府男女共同参画局ホームページ：

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/chii66-g.html

トピック 6 男女共同参画の最近の動きと第 66 回国連女性の地位委員会(CSW)について聞く会を開催しました。

男女共同参画の最近の動きと第 66 回国連女性の地位委員会（CSW）をテーマとし、男女共同参画局からの施策説明や、今回の CSW のテーマである「気候変動・災害リスク削減×ジェンダー平等」に関する有識者の御講演を行いました。

約 250 名に御参加いただき、御参加者からの御質問・御意見にお答えいたしました。

1. 男女共同参画に関する最近の動きについて

林 伴子 内閣府男女共同参画局長

2. 第 66 回国連女性の地位委員会（CSW）について

- ・縄田博 外務省 総合外交政策局女性参画推進室 首席事務官
- ・林 伴子 内閣府 男女共同参画局長
- ・田中由美子 城西国際大学 招聘教授/
JICA シニア・ジェンダー・アドバイザー
- ・紙谷雅子 国連 NGO 国内女性委員会/学習院大学教授
- ・永嶋里香 公益社団法人ガールスカウト日本連盟

◆講演資料等は下記より御覧いただけます。

<https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/ikenkoukan/82/index.html>

トピック7 人身取引対策ポスター、リーフレットを作成しました。

だます、おどすなどしてアダルトビデオに出演させる、わいせつ目的で児童を自宅に連れ込む、といった行為は人身取引に該当し、法律違反となり、刑罰が科せられる可能性があります。

「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」とは、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要することを目的に搾取をする犯罪で、重大な人権侵害です。

自分が被害者だと気づいたり、被害者らしき人を見かけた、また助けを求められたら、最寄りの警察署（又は#9110）や地方出入国在留管理局（0570-013904）に連絡してください。



【人身取引について詳しくはこちら】

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201111/3.html>

トピック8 「女子差別撤廃条約を知っていますか？」ウェビナー開催案内（再掲）

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としており、1979年に採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に批准・締結しています。

今般、外務省は、現役の女子差別撤廃委員会委員を複数ご招待して、女子差別撤廃条約の内容及びその遵守の意義に関するウェビナーを開催します。

○日時：2022年3月28日（月）、29日（火）

○1日目

「女性が政治・経済の意思決定に参画するとは？」

「働き方をジェンダーの視点から考える」

○2日目

「ジェンダー・ステレオタイプとは何か？～無意識の偏見を克服するために～」

「ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けてどう取り組むべきか？被害者の保護、加害者処罰のために～」

○登壇者：秋月弘子女子差別撤廃委員会委員（亜細亜大学教授）他

詳細は以下のウェビナーの特設サイトをご覧ください。

<https://web.apollon.nta.co.jp/mofa-webinar/index.html>

【ピックアップ】【募集案内】第16回キッズデザイン賞のご案内

キッズデザイン賞は、子どもの安全・安心、感性・創造性の育成、産み育てのサポートにつながる優れたデザインを表章しています。子どもや子育てに関わる社会課題解決に取り組み、子どもたちの明るい未来を拓く、意欲的な作品のご応募をお待ちしております。

【募集期間】：2022年3月1日～5月16日12時

【主催】：特定非営利活動法人キッズデザイン協議会

【後援】：経済産業省、内閣府、消費者庁

■詳しくはこちら → <https://kidsdesignaward.jp/lp>



内閣府からのお知らせ

(1) 今週の男女共同参画に関するデータ

男女共同参画局では、毎週、男女共同参画に関するデータを HP に掲載しています。メルマガでも御紹介しますので是非ご覧ください。

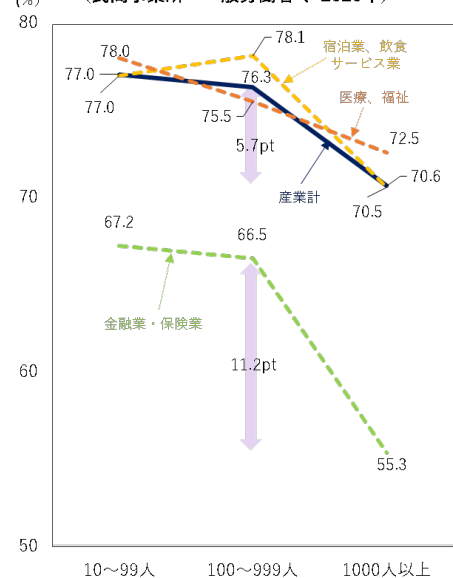
https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/index.html

【男女間賃金格差に関するデータ】第4回 産業別・従業員規模別に見た男女間賃金格差

【図1】産業別男女間格差¹
(民間事業所・一般労働者²、2020年)

| 産業 | 男女間格差 | | | | 女性割合 ³ |
|-----------------|-------|------|---------|------|-------------------|
| | 所定内給与 | 年収 | 時間あたり年収 | 勤続年数 | |
| 運輸業、郵便業 | 78.3 | 72.2 | 80.4 | 70.1 | 14.5 |
| 情報通信業 | 77.9 | 74.8 | 76.5 | 67.2 | 24.6 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 77.3 | 74.2 | 76.4 | 77.6 | 12.0 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 75.1 | 73.0 | 76.4 | 80.2 | 40.0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 74.9 | 70.2 | 73.1 | 74.3 | 43.6 |
| 複合サービス事業 | 74.8 | 71.6 | 74.2 | 75.1 | 30.2 |
| 医療、福祉 | 74.5 | 75.2 | 76.6 | 94.5 | 70.7 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 73.3 | 69.3 | 72.1 | 76.7 | 12.9 |
| 建設業 | 72.7 | 70.0 | 74.4 | 79.9 | 12.8 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 71.9 | 68.8 | 70.8 | 72.3 | 34.8 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 71.6 | 67.9 | 68.7 | 69.3 | 27.4 |
| 教育、学習支援業 | 71.5 | 69.6 | 70.4 | 71.5 | 48.3 |
| 製造業 | 69.2 | 63.6 | 65.1 | 74.7 | 23.8 |
| 卸売業、小売業 | 68.2 | 64.1 | 66.4 | 66.2 | 34.6 |
| 金融業、保険業 | 58.7 | 55.3 | 59.5 | 72.9 | 53.0 |
| 産業計 | 74.3 | 70.0 | 74.1 | 69.4 | 35.8 |

【図2】従業員規模別男女間格差（所定内給与）
(民間事業所・一般労働者²、2020年)



1. 産業別男女間格差は所定内給与の格差が小さい順に記載。各項目格差上位5産業を緑、下位5産業を赤で網掛けしている。
2. 一般労働者とは、常用労働者のうち、「短時間労働者（同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働時間が少ない労働者）」以外の正規雇用労働者および非正規雇用労働者
3. 労働者に占める女性の割合（％）。対象は10人以上の企業規模の労働者。

(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成)

【男女間賃金格差に関するデータ】 第5回 役職別に見た男女間賃金格差

役職別に見た男女間賃金格差¹（2020年）

| 役職 | 年収 ² | | | 女性割合 ⁴ |
|-----|-----------------|---------|----------------------|-------------------|
| | 男性 | 女性 | 男女間賃金格差 ³ | |
| 部長級 | 943.3万円 | 783.0万円 | 83.0% | 9.1% |
| 課長級 | 812.9万円 | 702.4万円 | 86.4% | 12.1% |
| 係長級 | 644.0万円 | 550.7万円 | 85.5% | 22.0% |
| 非役職 | 483.4万円 | 380.6万円 | 78.7% | 39.6% |

1. 対象は一般労働者（雇用期間定め無し）。
2. きまって支給する現金給与額と賞与その他特別給与額を年収換算した値を示した。
3. ここでの男女間賃金格差とは、男性=100としたときの女性の水準。
4. 労働者に占める女性の割合（%）。対象は10人以上の企業規模の労働者。

（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成）

（2）DV 被害者等のワクチン接種について（再掲）

DV、性犯罪・性暴力被害等で避難されている場合、住民票所在地以外の居住地で新型コロナウイルスワクチンの接種ができます。

ワクチン接種に必要な接種券等の申請方法は、避難している居住地の市区町村に御確認ください。

【新型コロナウイルスワクチン】

DV、性犯罪・性暴力被害等で
避難されている場合、
避難先の自治体で接種ができます



(3) DV、性犯罪・性暴力でお悩みの方の相談窓口一覧（再掲）

DVや性暴力は、深刻な社会問題です。

DVや性暴力の被害でお悩みの方、ひとりで悩まず、ご相談ください。

【DV相談ナビ】

全国共通の短縮電話番号「#8008」（はれれば）

【DV相談プラス】

電話での相談（24時間対応）：0120-279-889（つなぐ・はやく）

メールでの相談：<https://form.soudanplus.jp/mail>

SNSでの相談：<https://form.soudanplus.jp/ja>

（SNSでの相談は英語や中国語など10言語の外国語にも対応）

【性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター】

全国共通の短縮電話番号「#8891」（はやくワンストップ）

【性暴力に関するチャット相談「Cure time（キュアタイム）」】

ホームページ（<https://curetime.jp/>）から相談できます。

相談受付 毎週 月・水・土 17:00～21:00

英語や中国語など10言語の外国語にも対応

文部科学省からのお知らせ

『NWEC 実践研究』第12号刊行

国立女性教育会館(NWEC)では、『NWEC 実践研究』第12号を刊行しました。

今号は「ウィズコロナ・ポストコロナ時代のジェンダー平等」をテーマに取り上げ、国内外のコロナ禍におけるジェンダー問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症がもたらす女性・女兒へのリスク、女性雇用の実態と課題等、多様な視点から論じた論文の他、全国各地で実践されている創意・工夫に溢れた男女共同参画を推進する取組事例を取り上げて紹介しています。

詳細やその他プログラムについてはこちら↓

<https://www.nwec.jp/about/publish/journal.html>



厚生労働省からのお知らせ

(1) 就職につながる IT 分野の求職者支援訓練を受講しませんか

就職活動に生かせるさまざまな訓練コースを無料で受講できる「求職者支援訓練」を受講しませんか？

雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した方などが受講の対象です。一定の要件を満たす場合、生活支援の給付金（月 10 万円）を受けながら、訓練を受講することができます。訓練期間は 2～6 か月が中心ですが、シフト制で働く方々などを対象に 2 週間からのコースや、託児サービスのある訓練コースもあります。訓練の受講を通じて、IT 分野で働くうえで役立つ、様々な資格を取得することも可能です。

■ 受講生の声

訓練が始まって最初の頃の授業で、「なぜこの IT 技術が使われるようになったのか」や「IT 業界のトレンドの移り変わり」などの IT に関する全体像を学びました。おかげで、その後の授業で出てくる Java や RPA（Robotic Process Automation/ロボットによる業務の自動化）が実際にどのような場面で活用されているのかをイメージしながら勉強できたのが良かったです。また、IT 業界で働くために何を学んだらいいのか、どのような資格が必要なのかを知ることができたのも良かったです。

（RPA プログラミング科（訓練期間 3 か月）修了生）

また、新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方、離職せず働きながらスキルアップに取り組む方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、給付金の本人収入要件、世帯収入要件、出席要件に特例措置を設けています。（令和 4 年 3 月 31 日まで）

詳しくは下記 URL をクリック！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/

(2) 求職者支援制度【月 10 万円の給付金 + 無料の職業訓練 + 就職サポート】

求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月 10 万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

IT、デザイン、事務、介護、理美容などの豊富な訓練コースをご用意しています。また、現在、制度を利用しやすくする特例措置を設けています。

申し込みはハローワークへ!!

☑ 再就職・転職
☑ スキルアップを支援します!!

求職者支援制度

月10万円給付金 + 無料の職業訓練 + 就職サポート

ハローワーク (全国544か所)

主な特例措置

- ① 世帯収入要件が「月 40 万円以下」となり、家族と同居している方が給付金を受給しやすくなります。
- ② 急な都合で訓練を休んだ場合などでも給付金を受給できるようになりました。
- ③ 今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方も対象となり、働きながら訓練を受けられます。

詳細はこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

=====

◆男女共同参画局 Facebook について

男女共同参画局フェイスブックでは、最新の施策、関連情報を随時アップしております。是非御覧ください。

<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>

◆男女共同参画局 Twitter について

男女共同参画局ツイッターでは、最新の施策、関連情報を随時アップしております。是非御覧ください。

<https://twitter.com/danjokyoku>

◆内閣府男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。

男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<https://www.gender.go.jp>

◆男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日 17 時に配信しています。

次号は、令和 4 年 4 月 8 日（金）に配信する予定です。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<https://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

バックナンバーはこちらから

<https://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>